

本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、本庄市が発注する、本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託(以下「本業務」という。)について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、公募型プロポーザル方式の実施にあたり必要となる事項を定めるものとする。

なお、この要項において公募型プロポーザルとは、本業務の概要や参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想や地域との連携、取組体制等に関する実施提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方(以下「受注候補者」という。)を決定する方式をいう。

2 業務の概要

(1)業務の名称

本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託

(2)業務の目的

本市には公立・私立を合わせて5つの高等学校と1つの特別支援学校があり、人口規模に対して高校の数が多いという特長を持っている。本業務は、このことを活かして、以下を目的として実施するものである。

- ①本市に通う高校生が、他校や地域の人々との交流を通じて社会参画の経験や成功体験を持つことにより、まちに対する愛着を醸成し、将来の関係人口の創出に繋げる。
- ②次世代を担う高校生が地域について考え、まちに関わり続ける意思を育む取組として、本事業の過程や成果について市内外に広く発信し、持続的な発展性のあるまちとしてPRする。
- ③高校生と、市民や事業者、行政とが連携してまちの魅力創出に取り組むことにより、将来に向けたまちづくりに対する意識が地域全体において向上し、地域の賑わいが創出されることを目指す。

(3)業務の内容

- ①高校生・地域・行政の連携による「地域連携プログラム」の運営等
- ②合同文化祭の運営等(地元企業等と連携する「地域コラボ企画」に係る運営等を含む)

(4)履行期間

契約締結日から令和8年2月28日(土)まで

(5)契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6)見積限度額

本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)において定める。

(7)対象業務の全体スケジュール

本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託 業務仕様書(以下「業務仕様書」という。)において定める。

3 プロポーザル方式の種別及び理由

(1)種別

公募型プロポーザル

(2)理由

本業務は、市内の高等学校等※から代表生徒が参加し、①高校生・地域・行政の連携による「地域連携プログラム」(以下、「地域連携プログラム」と表記する)、②合同文化祭(地元企業等と連携する「地域コラボ企画」(以下、「地域コラボ企画」と表記する))に係る進捗管理及び高校生のサポート(連絡調整含む)等を含む)の2つのプログラムを実施することで、高校生の地域愛醸成を図り、将来の関係人口の創出を狙うものである。

①地域連携プログラムにおいては、ワークショップやフィールドワークなどプログラムの構築・内容に関するアイデアやアプローチ手法、また、高校生のサポートの方法等について、また、②合同文化祭においては、地域コラボ企画やイベントの企画力、運営ノウハウ、地域の魅力の活かし方に関するアイデア等について、業者により異なる提案が見込める。加えて、事業の発信についても、高校生の考えを基にした発信方法についての提案を見込む。

このため、価格のみで受注者を決定するのではなく、事業者からの業務実施計画の提案を受け、その内容の良否や事業目的達成の可能性、費用対効果等を総合的な見地で検討し、受注者を決定することが望ましいことから、プロポーザル方式を採用するものとし、その種別(指名型又は公募型)については、本庄市入札参加資格者名簿登載者に限らず、より幅広くにアイデアやノウハウを求めたいことから、「本庄市プロポーザル方式実施要領(平成21年告示第23号の2)」第2条第2号「公募型」を採用する。

※参加校…県立児玉高等学校、県立本庄高等学校、本庄第一高等学校、本庄東高等学校、
早稲田大学本庄高等学院、県立本庄特別支援学校(高等部)

4 提案書特定(受注候補者決定)までの事務手順

(1)選定委員会の設置

受注候補者の決定にあたっては、本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

選定委員会は、応募方法、募集期間及び審査のための評価基準等を定め、企画提案書、本業務に対する提案者の意欲や理解力等をより把握するためのプレゼンテーション等を行った上で、提案内容を点数化して順位が最上位の者を本業務の受注候補者とし、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

なお、選定委員会の事務局は企画財政部広報課に置く。

(2)選定スケジュール

募集要項において定める。

(3)手続開始の公告

本業務の公募型プロポーザル参加業者の募集にあたっては、募集要項その他必要と認める事項を公告するものとする。

また、当該公告は本庄市ホームページ及び本庄市企画財政部広報課(本庄市庁舎3階)での閲覧によるものとする。

5 公募における応募条件等

公募における応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準は募集要項において定める。

6 提案書を特定するための評価基準

別紙のとおり定める。

7 提案の公開・非公開

提出書類は、本庄市情報公開条例(平成18年条例第20号)の規定に基づく公開請求があった場合を除いて、原則として非公開とする。請求者に公開する場合を踏まえ、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないよう留意すること。

8 提案書作成要領

提案内容、提案書の書式、提出方法、提出部数、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等についての詳細は、募集要項において定める。

9 提案に係る費用負担

参加申込、企画提案書類の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。

10 募集要項

選定委員会は、次に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとする。

項 目		主 な 内 容
1	業務の概要	名称、内容、履行期間
2	見積限度額	本業務の提案における見積限度額
3	実施形式	公募型プロポーザルである旨
4	参加資格要件	本プロポーザルへ参加するための資格要件
5	失格基準	失格基準
6	参加申込み	申込方法、参加の辞退

7	質問書の受付及び回答	質問の提出方法、受付期間及び回答の取り扱い
8	企画提案書類	提出方法、提出書類
9	選定委員会、評価基準	選定委員会、評価基準及び審査の流れ
10	留意事項	提出書類等の取り扱い、提出に係る費用負担など
11	スケジュール	全体スケジュール
12	担当部署	担当部署の情報
13	様式	本プロポーザル手続に使用する様式

11 契約手続

受注候補者を決定した後の契約手続は、本庄市契約規則(平成18年本庄市規則第49号)による。

12 その他

この要項に定めるほか、本件プロポーザルに関して必要な事項がある場合には、選定委員会において定めるものとする。